

韓国における格差問題への対応 —非正規職保護法と社会的企業育成法—

白井 京

【目次】

はじめに

I 両極化—韓国の格差問題

II 非正規職労働者保護法制

III 社会的企業育成法

おわりに

翻訳：社会的企業育成法

はじめに

“A Social ‘Time Bomb’”—「韓国社会の『時限爆弾』」—米国の代表的な時事週刊誌である『Newsweek』が、2006年1月23日、韓国の両極化問題について報じた記事のタイトルで^(注1)ある。

ここ数年、韓国で社会問題となっているのが、日本の「格差」に相当する「両極化」である。1997年のアジア通貨危機後、新自由主義的な政策を急速に推し進めた韓国では、雇用状況が悪化し、給与水準の低い非正規雇用の労働者が増加して所得格差が拡大した。また、塾などの教育費を捻出できる家庭とできない家庭の格差が子どもの進学を左右する「教育両極化」や、その結果として生じる「階層の固定化」が指摘されている。

^(注2)ジニ係数が悪化しているという情報が目につくようになり、何よりも「ジニ係数」そのものが一般的に知られるようになったこと、消費など社会生活の多様な場面で「両極化」という言葉が用いられるようになってきている現象まで、日本の「格差」をめぐる状況に非常によく似ている。

この両極化現象について韓国の国民がどのよ

うに感じているのかについては、英国BBC放送と読売新聞が共同で行った世論調査において、端的に表れている。34か国を対象とする調査では、「国民の間に豊かさが十分に公平に行き渡っていると思うか」との質問に対し、公平でないとの回答が最も多かったのは韓国であった。実に、86%が不満に感じると回答している。日本は83%である。^(注3)

盧武鉉政権時代に顕在化した両極化問題は、これを解決できない政権に対する国民の不満に直結し、最終的には当時野党ハンナラ党の大統領候補李明博氏の勝利に繋がった。『Newsweek』誌が指摘した両極化問題の「時限爆弾」は、まさに2007年末の大統領選挙で一度爆発したのかもしれない。

本稿では、韓国において両極化問題がどのように理解され、どのような対策が提示されたのかを紹介する。次に両極化問題対策の一環として制定された非正規職労働者の保護法制と、社会的企業育成法について紹介する。

I 両極化—韓国の格差問題

経済のグローバル化やIT技術の発達に伴う所得格差の拡大は、どこの国にも共通する問題である。しかし韓国では、この所得格差拡大が他国に比して特に急速に進展したと認識されている。1997年のアジア通貨危機を経て国際通貨基金(IMF)の下で社会構造改革を進める中で、雇用構造の二元化による賃金格差の拡大と働く貧困層(ワーキングプア)の発生、中産層の貧困層への転落、これらの者による相対的な剥奪

感と挫折感が蔓延し、社会不安が増大していった。これに加え、不動産バブルによる土地価格の高騰によって、「持てる者」と「持たざる者」の格差はさらに拡大した。

数値をみると、韓国の人口が約5,000万人であるのに対して最低生計費以下の所得水準にある「貧困層」が約500万人、潜在的貧困層（ボーダーライン上）が約200万人と推計されている。1997年に0.283であった都市労働者世帯のジニ係数は、2000年には0.358に悪化、2004年には0.31と若干改善されているが、賃金所得の下位10%対上位10%の比率は、1994年の3.64倍を底に、2003年には4.35倍まで増加している^(注4)。

両極化問題の場合、数値だけでなく国民がどの程度「理不尽だ」「納得できない」と感じるか、そして与野党や政府、マスコミがそれをどの程度争点として取り上げるかも重要なポイントとなる。

前述したように、韓国では34か国中、格差に対して「不公平」であるとの認識が最も強い。「1億総中流」を標榜していた日本と同様に、欧米に比して平等主義的な国民感情があり、両極化に対する拒否感は大きい。

しかし、日本の「格差」問題がそうであったように、これらの現象は名前が付くまではあまり一般的には認識されていなかった。「両極化」という名が付されて問題が顕在化し、急速に社会現象となっていったのは2003年～2006年にかけてである。韓国の主要新聞記事データベースにおいて、総合新聞に「両極化」という単語が含まれるタイトルの記事が年間にどれだけあるかを調査したところ、97年には27件であったのが、2003年には112件、2004年165件、2005年296件、2006年には615件に増加している^(注5)。

この両極化現象に対する与野党の認識と主張は、どのようなものであったか。

当時与党であった開かれたウリ党を中心とする革新派は、セーフティネットが不完全な状態

で中産層が崩壊したのが原因という認識の下、韓国には平等主義的な国民感情があり、両極化は国の経済成長の障害物であるため、解決のためにセーフティネットを拡充すべきであると主張していた。

一方、当時野党のハンナラ党を中心とする保守派は、韓国の両極化の水準は世界各国の中でも低く、両極化ではなく中間層の崩壊と新貧困層の発生が問題だという認識の下、分配ではなく経済成長を指向する政策で解決すべきであると主張していた。一部には、両極化問題が社会的経済的な痛みを抱える庶民層の感情に訴えうるものであることから、問題提起そのものが政治的利益のためではないか、盧武鉉政権が政治的利益を得るために危機感をあおっているのではないかと^(注6)の主張もあった。

このような論争の中、盧武鉉政権は、2004年から両極化対策の策定に着手し、2004年7月には「貧困の世代間継承を遮断するための希望投資戦略」(貧困児童と青少年に対する総合対策)、同年11月には「仕事を通じた貧困脱出支援対策」(ワーキングプア層の自活支援)、2005年9月には「希望韓国21—共生する福祉」(社会的セーフティネットの改善)等と題する諸政策を次々と策定し、遂行した。これらの諸政策は、教育や雇用訓練を通じた競争力の強化と共に、そこからこぼれ落ちた弱者に対してセーフティネットを強化するものである^(注7)。

その他、盧武鉉政権は、中小企業・ベンチャー企業への支援強化、所得税率の引下げや所得控除の拡大等の庶民に対する経済的な支援の強化等の政策も立て続けに打ち出した。不動産価格の抑制対策も、格差解消のための政策の一環として数回にわたり行われた^(注8)。

さらに2006年1月18日、盧武鉉大統領は、新年演説において両極化を「最大の国政課題」として提示した。

盧武鉉大統領は、この演説を通じて両極化問

題を深刻な問題として国民に提示し、大企業と中小企業、正規雇用と非正規雇用、所得階層間の格差が徐々に開いていると指摘した。さらに、その解決方法として、雇用創出、賃金格差の縮小、セーフティネットの拡充を提示した。特に、国会に提出されている「非正規職保護法案」を、両極化是正のための政府の努力の一つとして挙げて^(注9)いる。

II 非正規職労働者保護法制

以下では、前述したように盧武鉉大統領が2006年の新年演説において両極化是正対策の一環として挙げた「非正規職保護法案」について紹介する。

韓国語の「非正規職」「非正規労働者」とは、いわゆる契約社員、パートタイマー、派遣社員、臨時職員、日雇い労働者等の非正規雇用された労働者を指す。厳密には論者によって定義は異なるものの、^(注10)正社員とは異なり雇用が不安定であることから日本の「非正社員」と共通する。ここでは、原語の通り「非正規職」という用語を使用する。

その出現の背景には、やはり1997年のアジア通貨危機がある。通貨危機に陥った韓国には、IMFの融資を受ける条件の一つとして「労働市場の柔軟化」が求められた。そのため、翌1998年には、労働法改正により、整理解雇や派遣労働について法制化された。これらの労働市場流動化政策により、韓国の非正規職労働者は急速なペースで増加した。

2001年8月に全賃金労働者の26.8%であった非正規職労働者は、2007年3月には36.7%を占めるようになった。この数値は「脆弱労働者」(非正規職労働者のカテゴリーには含まれないが、雇用が不安定で労働基準法上の保護や各種社会保険の恩恵から除外されている労働者)を除外したものであり、これらの者も含めると非

正規職労働者は55.8%に達する。^(注11)

韓国の非正規職労働者については、一部を除いて大部分が非自発的なもので、雇用不安と差別的処遇の根源となっていることが指摘されて^(注12)いる。日本に比べて全体的に数が多い上に、「既婚女性のパート」といった家計補助的な労働形態の割合が低く、家計を支える働き手が、非正規職につかざるをえない状況が増加している。

周知のように、非正規職と正規職とでは、雇用保障や労働条件の面で大きな格差がある。例えば、非正規職労働者の平均賃金は正規労働者の63.5%にとどまり、健康保険など社会保険の適用も制限され、有給休暇や退職金等にも大きな格差がある。^(注13)

さらに、非正規雇用については、これまで法規定が必ずしも明確ではなく、多くの脱法的雇用関係が発生したことから、改善課題とされてきた。

盧武鉉大統領は、労働市場の流動化を是認する一方で、「非正規職労働者に対する差別解消のために労働監督を強化するほか、同一労働同一賃金原則の法制化や、社会差別禁止特別法の制定などにも取り組む」ことを、2002年12月の大統領選挙の公約に掲げて当選していた。^(注14)しかし、労使の対立等により、法制定論議は遅々として進まず、ようやく2004年11月になって非正規職保護に関連する3つの政府法案が国会に提出された。3つの法案とは、「期間制及び短時間労働者保護等に関する法律」(以下、「期間制・短時間労働者法」という。)の制定案、「派遣労働者の保護等に関する法律」(以下「派遣労働者保護法」という。)の改正案及び「労働委員会法」の改正案である。

これらの法案は、盧武鉉大統領の新年演説から2か月弱後の2006年2月末、国会環境労働委員会^(注15)で修正、可決された。その後、本会議でさらに修正され、2006年11月^(注16)にようやく成立に至った。以下では、これらの保護法制の概要に

ついて紹介する。

1 期間制・短時間労働者法

「期間制労働者」とは、企業主の必要により期間を限って労働者をフルタイムで雇用する形態で、韓国の代表的な非正規職労働者である。

「短時間労働者」は、労働時間が週40時間以下の労働者であり、いわゆるパート・アルバイトを指す。

同法は、「期間制労働者及び短時間労働者の労働条件に対する不合理な差別を是正し、期間制労働者及び短時間労働者の労働条件保護を強化する」ことを目的に掲げている。立法を推進した政府は、期間制労働者を正規職採用時に優先的に雇用するよう努力義務規定をおくことで、非正規雇用が「trap」になるのではなく「bridge」として正規雇用につながることを、すなわち、非正規労働者が永続的に非正規雇用の状態に陥るのではなく、非正規雇用から正規雇用^(注15)に繋がっていくことを期待するとしている。

同法の規定は、「常時5人以上の労働者を使用するすべての事業又は事業場」に適用される。ただし、企業規模によって段階的に施行時期を定めることにより、中小企業への配慮を示した。常時100人以上300人以下の労働者を雇用する企業は2008年7月1日から、常時100人以下の労働者を雇用する企業は2009年7月1日から、同法の規定が適用されることになる。

ポイントとなるのは、以下の3点である。

(1) 期間制労働者使用期間の制限

今までは、期間制雇用契約を繰り返して更新し、期間制労働者を長期間使用することに対する法的な制限がなかった。これを改善するための規定である。期間制労働者としての使用期間は、2年に制限する。2年を超過して使用する場合には、正規に雇用したものとみなす。ただし、一定の事業完了に必要な期間を定めた場

合等、合理的な事由がある場合の例外を認めている。

(2) 短時間労働者の超過勤務制限

短時間労働は、家事、学業等、労働者の事情による場合が多いにもかかわらず、超過勤務に対する規制がなされていないため、「短時間労働」という条件が雇用主の都合で容易に破られてきた。この点を改善するものである。短時間労働者に対し、超過勤務させる場合には、当該短時間労働者の同意を得るようにし、その上限を1週間に12時間と定める。

(3) 期間制・短時間労働者に対する差別禁止及び是正制度の導入

この規定は、期間制・短時間労働者に対する賃金等、労働条件の差別が深刻になっているため、差別是正を制度化しようとするものである。期間制・短時間労働者に対して合理的な理由なく差別的処遇をすることを禁止し、期間制・短時間労働者が差別的処遇を受けた場合、労働委員会を通じて調停・仲裁等の是正措置を受けることができる。

労働者は差別的処遇が客観的に存在したことを明示すればよく、合理的理由があったことの立証責任は、使用者側に課せられる。

なお、非正規職に対する差別が認められても事業主が改善しなかった場合には、最高1億ウォン^(注16)(約1,010万円)の過料を科する。雇用者が、労働者の差別是正申請を理由に「報復措置」をとった場合には、2年以下の懲役に処する。

このような簡易な救済手続きの規定は、実効性の担保という面で意義を有すると評価されている。法律の条文では非正規職差別の具体的な基準^(注17)は示されておらず、施行令や判例などによって基準が形成されるものとみられる。

報道によれば、施行後100日目の2007年10月8日時点で137名の労働者から111件の差別是正

が申請されており、内容としては賃金差別が大
半を占めている。^(注18)

2 派遣労働者保護法の改正

期間制・短時間労働者保護法の制定と同時に、1998年に制定された派遣労働者保護法も改正された。同法は、派遣労働者に対する不合理な差別と乱用を改善して派遣労働者保護を強化する一方、企業の人材運用の柔軟性を高めるという視点から派遣対象業務を拡大し規制を緩和する目的で提案された。

(1) 派遣対象業務の拡大

現行法では派遣可能な業種を26種に限定するポジティブ・リスト方式であり、改正法原案では禁止される業務のみを明記するネガティブ・リスト方式に変更して、派遣対象業務の範囲を拡大するとしていた。しかし、これについては委員会、本会議での修正を経て、最終的には、対象業務の指定基準に「業務の性質」を追加してこれまでより緩やかに規定するものの、ポジティブ・リスト方式を維持することになった。

(2) 期間経過後の雇用保障

派遣労働者を2年を超過して雇用したり、派遣禁止業務に派遣労働者を使用していた場合、使用者にこれらの者を雇用することを義務付ける。

(3) その他

差別是正については、期間制・短時間労働者法と同様に規定された。雇用主は、就業条件について派遣労働者に書面で通知するよう義務付けられる。また対象企業についても、やはり期間制・短時間労働者法と同様に大規模な企業から段階的に適用するよう定めている。

3 労働委員会法の改正

韓国では、以前から労働委員会^(注19)が個別労働者の救済も担当している。労働委員会の部門別委員会として新たに差別是正委員会を設け、差別是正業務を担当させるよう規定した。

これら3つの非正規職労働者保護法制に対しては、制定当初から労使双方が問題点を指摘し反対していた。労組側は、これらの法律では非正規職労働者を2年ごとに入れ替える状態になるに過ぎず、両極化を解消する効果は期待できないと指摘する。また、財界側も、企業の負担が増加するとして反発している。

実際に、この法制度の施行直前に、流通業を中心に多くの企業が非正規雇用労働者を大量に解雇し、業務を外注化するなどの事態となり、非正規職保護法は「保護」の名に値しないという批判がおきた。一方で、一部の銀行や公共部門では、同法の施行を受けて非正規労働者を正規雇用する動きも出ている。これらの法制度については、現在のところ否定的な評価が目につくが、李明博政権の発足でどのように施行されていくのか、注目される。

Ⅲ 社会的企業育成法

「両極化解決 (= 格差是正) の新しいパラダイム」と称される法律が2006年12月に国会本会議において可決され、2007年7月から施行された。「社会的企業育成法」がそれである。

日本ではあまり耳慣れないが、「社会的企業」は欧米、特に英国を中心に発展してきたもので、「ソーシャル・エンタープライズ」「ソーシャル・ベンチャー」とも称され、「社会的ミッション」を有し、「社会的事業体」として経営活動を行い、「ソーシャル・イノベーション」を起こしてこれまでの社会経済システムを変革していく可能性を有する点に基本的特徴がある事業体で

(注20)
ある。

形態は多様であり、伝統的な慈善型ではない事業型の非営利組織、事業を通じて環境問題を問いかけ実践している英国の化粧品会社ザ・ボディショップやホームレスが街頭で雑誌を売るシステムを作ったビッグイシューに代表される社会指向型の営利組織、中間形態の事業体（協同組合、ワーカーズコレクティブ、クレジットユニオン等）、一般企業による社会的事業の一部まで含めて、社会的企業と総称される。

これらの社会的企業は、二つの側面から格差^(注21)是正を解決する鍵になると言われる。一つは、韓国国民の20%を占めるといわれる「脆弱階層」（社会的に不利な立場の人々）に対して、「バラマキ」ではない、自活可能な能力を備えた社会の構成員として働けるような持続可能な雇用を提供するという点である。第二は、収益性が低く一般企業では十分に供給されえない分野の社会的サービスを低価格で提供し、脆弱層を含む国民の生活の質を向上させることができるという点である。

この社会的企業育成法は、そもそも保守派のハンナラ党所属の議員が準備し、国会に提案したものである。その後、2006年に、政府と革新派の開かれたウリ党が協議した上で、労働部（日本の厚生労働省に該当する）による政府案がウリ党の議員提案として提案され、これら2つの法案を国会環境労働委員会が検討して代案として一つにまとめ、本会議において可決されるに至ったのである。すなわち、社会的企業を育成するという方針については、与野党双方が賛成していたことになる。

法律の概要

同法は、全21条の本則及び附則からなり、2007年7月1日から施行されている。

この法律の目的は、社会的企業を支援して社会サービスを拡充し、新しい雇用を創出するこ

とにより、社会統合と国民の生活の質の向上に寄与することにある（第1条）。

労働部の下に「社会的企業育成委員会」を置き、基本計画や社会的企業の認証等について審議を行う。同委員会は、労働部次官が委員長となり、関係官庁の職員や、社会的企業についての有識者等、15名以下の委員で構成する。（以上、第4条）

労働部長官は、社会的企業を育成し支援するための基本計画を5年ごとに作成し、この基本計画に沿った年度別施行計画を策定、施行する（第5条）。また、労働部長官は、5年ごとの実態調査を行うよう義務付けられている（第6条）。

一定の認証要件を満たした社会的企業は、社会的企業育成委員会により認証される（第7条）。要件とは、民法上の法人や組合、商法上の会社や非営利民間団体等の組織形態をとること、有給の労働者を雇用すること、社会的目的の実現を目的としていること、利害関係者が参加する意思決定構造を有すること、一定の収益を出していること、定款や規約を定めていること等である。商法上の会社の場合、会計年度別で配分可能な利潤が発生した場合には、利潤の3分の2以上を社会的目的のために使用するという要件もある。（以上、第8条）

認証を受けた社会的企業は、国や地方自治体から、運営に必要な税務、労務、会計等の専門的な支援を受けたり（第10条）、施設費の補助や融資を受けたり（第11条）することができる。また、公共企業による優先的な購入の対象となったり（第12条）、租税減免や社会保険料の補助（第13条）、財政等の支援（第14条）を受けられることもできる。社会的企業と連携する一般企業に対しても、租税を減免することができる（第16条）。認証された社会的企業に対しては事業報告書の毎年の提出が義務付けられ（第17条）、基準にそぐわない場合には認証を取り

消すこともできる（第18条）。「社会的企業」と類似する名称の使用は、禁止される（第19条）。

法施行後の2007年11月20日には、政府が認定した36の社会的企業に対する認証式が行われた。^(注22)未知数の部分が多い存在ではあるが、韓国国内では社会的企業に対する期待を表明する報道も増加している。^(注23)

おわりに

2008年2月25日、李明博新政権が発足した。大統領選挙で圧倒的勝利を収めた李明博大統領は、就任の辞において「両極化」という単語を一度も発しなかった。経済再生を強調し、「雇用創出が最高の福祉」であるとの発言もあった。

就任の辞で、あえて「両極化」という単語を一度も出さなかったのは、「両極化」を大きな争点としてきた盧武鉉政権との差別化をはかる意味合いもあるだろう。政策公約集（マニフェスト）^(注24)では、両極化についても言及している。例えば、両極化の拡大の要因について「低成長によってもたらされた結果」であるとし、これを回復するために「7%経済成長」「雇用創出」を目標に掲げている。さらに「中間層が厚い国」を実現するとして、盧武鉉大統領の執権中に深刻になった所得格差を必ず解消し、中間層を回復させると宣言している。その他、「貧困再生産」を断絶するための低所得児童・学生に対する援助プロジェクトや、オーダーメイド型のセーフティネット構築を公約している。

また、李明博新大統領は、就任の辞において以下のようにも述べている。

「貧しくても希望のある国、倒れても再び起き上がることができる国、汗を流して努力した国民であれば誰もが成功の機会を保障される国、そんな国をつくっていきましょう。^(注25)」

規制改革路線を突き進む李明博新大統領の下で、公約は果たして守られるのか。両極化問題

がどのように解決されていくのか。両極化が新たな時限爆弾となることはないのか。今後の推移が注目される。

注

* インターネット情報はすべて2008年3月9日現在のものである。

* 法案、法律案審査報告書、国会会議録等については、立法統合知識管理システム〈<http://likms.assembly.go.kr/>〉によった。

* 韓国国内の主要な新聞記事については韓国言論財団の新聞記事データベース KINDS 〈<http://www.kinds.or.kr/>〉を利用した。

(1) “A Social ‘Time Bomb’”, *Newsweek*, Jan. 23, 2006, pp.28-29. なお、韓国語で格差を意味する「両極化(양극화)」について、「二極化」と訳する文献もあるが、ここでは直訳の「両極化」を使用した。

(2) ジニ係数とは、0～1の間の数値を用いて分布の均等度を示す指標である。値が高いほど不平等の度合いが高い。社会における資産・所得分配の不平等さを測る指標として用いられており、厚生労働省の所得再分配調査においても使用されている。

(3) 34か国の平均は64%であり、その他ではフランス78%、英国56%、米国52%である。『経済格差『不満』日本83%—BBC・本社共同世論調査』『読売新聞』2008.2.8.

(4) 대통령자문 정책기획위원회(大統領諮問政策企画委員会)『2006년 정책기획과제 양극화 현상의 원인 진단과 극복방안』(2006年政策課題 両極化現象の原因診断と克服方法案) 2006, p.2.

(5) 韓国言論財団の新聞記事データベース KINDS 〈<http://www.kinds.or.kr/>〉を使用し、筆者が調査。

(6) 大統領諮問政策企画委員会 前掲注(3) p.11及び「대통령 신년연설 ‘양극화해소’를 역설—“미래대책에는 돈이 필요” 세금인상 시사」(大統領新年演説「両極化解消」を力説—“未来対策には金が必要”税金の引き上げを示唆)『東亜日報』2006.1.19.

(7) 大統領諮問政策企画委員会 前掲注(3), p.82.

- (8) 同上, pp.85-86.
- (9) 『노무현 대통령 연설문집 제3권: 2005년 2월 1일 ~ 2006년 1월 31일』(盧武鉉大統領演說文集第3卷: 2005年 2月 1日 ~ 2006年 1月 31日) 大統領秘書室, 2006, pp.574-589.
- (10) 尹淑鉉 『『韓国型労働市場』構想 I —非正規労働者問題—』『福井県立大学経済経営研究』No.15, 2005.3, pp.86-89.
- (11) 崔碩桓 「韓国における期間制(有期契約)・短時間労働者保護法の制定」『日本労働研究雑誌』No.571, 2008.4, p.54. なお、同論文には期間制・短時間労働者保護法の法律訳も掲載されている。
- (12) 同上, p.54.
- (13) 「시론 비정규직 570만 시대 해법」(試論 非正規職570万時代の解決方法)『경향신문』(京郷新聞) 2007.11.1.
- (14) 「韓国(特集 国別労働基礎情報)」『海外労働時報』No.336, 2003.3, p.3.
- (15) 이호근 (イ・ホグン) 「비정규 근로 대책방안과 과제—노사정위원회 비정규특위 공익위원안을 중심으로」(非正規労働対策方法案と課題—労使政委員会非正規特委の公益委員案を中心に)『기간제 파견 단시간근로 논의자료집』(期間制・派遣・短時間労働論議資料集) 労使政委員会, 2003, p.10.
- (16) 2008年 3月13日現在の為替相場による。
- (17) 崔 前掲注(9), p.58.
- (18) 「피정규직 보호법 갈팡질팡」(非正規職保護法あたふた)『ソウル新聞』2007.10.10.
- (19) 韓国の労働委員会は、公益・労・使をそれぞれ代表する同数の委員からなり、主として労働争議に対する調整業務と不当労働行為や不当解雇に対する判定業務などを行う独立行政機関である。
- (20) 谷本寛治 『ソーシャル・エンタープライズ—社会的企業の台頭』中央経済社, 2006, p.13.
- (21) 박용석 (パク・ヨンソク) 「사회적기업육성법—양극화해소의 새 패러다임」(社会的企業育成法—兩極化解消の新しいパラダイム)『国会報』No.490, 2007.9, p.60-61.
- (22) 「사회적기업이 태어났어요! 축하해 주세요」(社会的企業が誕生しました! お祝いして下さい) 韓国労働部2007.11.19付報道資料。
- (23) 例として「사회적기업이 희망이다 사회적기업발전방향전문가 4명 좌담회」(社会的企業が希望だ社会的企業發展方向—専門家 4人の座談会)『京郷新聞』2007.11.30, 「일자리 사회문제 동시해결 이전 ‘사회적 기업’이 뜬다」(雇用・社会問題を同時解決、いま‘社会的企業’が浮上)『한겨레』(ハンギョレ) 2008.1.31.
- (24) 한나라당 (慶応義塾大学曾根泰教研究室訳) 『第17代大統領選挙 한나라당 정책公約集 一流国家希望 공동체 대한민국』新しい日本をつくる国民會議, 2008, pp.66-73, pp.133-134.
- (25) 「이명박17대 대통령 취임사 全文」(李明博17代大統領就任の辞全文)『朝鮮日報』2008.2.26.

参考文献

- ・岡安喜三郎 「アジア初の社会的企業法成立に注目—韓国の事例」『社会運動』No.326, 2007.5, pp.28-39.
- ・黄秀慶 「韓国の賃金構造 (特集 韓国における賃金構造と貧困問題)」『大原社会問題研究所雑誌』No.571, 2006.6, pp.1-15.
- ・柳貞順 「韓国の貧困問題 (特集 韓国における賃金構造と貧困問題)」『大原社会問題研究所雑誌』No.571, 2006.6, pp.16-28.

(しらい きょう・海外立法情報課)

社会的企業育成法

사회적기업육성법

(2007年4月11日一部改正 法律第8361号)

白井 京訳

第1条 (目的)

この法律は、社会的企業を支援し、韓国社会において十分に供給できていない社会サービスを拡充し、新しい雇用を創出することにより、社会統合と国民の生活の質の向上に寄与することを目的とする。

第2条 (定義)

この法律で使う用語の定義は、以下のとおりである。

- 1 「社会的企業」とは、脆弱階層に社会サービス又は雇用を提供し地域住民の生活の質を高める等の社会的目的を追求しながら、財貨及びサービスの生産、販売等の営業活動を遂行する企業として第7条の規定により認証された者をいう。
- 2 「脆弱階層」とは、自らに必要な社会サービスを市場価格で購入するのが困難な階層をいい、その具体的な基準は大統領令で定^(注1)める。
- 3 「社会サービス」とは、教育、保健、社会福祉、環境及び文化の分野のサービスその他これに順ずるサービスで、大統領令が定める分野のサービス^(注2)をいう。
- 4 「連携企業」とは、特定の社会的企業に対し財政支援、経営諮問等の多様な支援を行う企業で、その社会的企業とは人的、物的、法的に独立して存在する者をいう。
- 5 「連携地方自治体」とは、地域住民のための社会サービスの拡充及び雇用の創出のために、特定の社会的企業を行財政的に支援する地方自治体をいう。

第3条 (運用主体別の役割及び責務)

- ① 国は、社会サービスの拡充及び雇用の創出のために社会的企業への支援策を策定し、必要な施策を総合的に推進しなければならない。
- ② 地方自治体は、地域別の特性に合った社会的企業支援施策を策定し、施行しなければならない。
- ③ 社会的企業は、営業活動を通じて創出した利益を、社会的企業の維持及び拡大に再投資するよう努力しなければならない。
- ④ 連携企業は、社会的企業が創出する利益を取得することができない。

第4条 (社会的企業育成委員会)

- ① 社会的企業に関する次の各号の事項を審議するために、労働部長官の下に社会的企業育成委員会（以下「育成委員会」という。）を置く。
 - 1 第5条の規定による社会的企業育成基本計画の審議
 - 2 第7条の規定による社会的企業認証の審査基準に関する事項
 - 3 第7条の規定による社会的企業の認証
 - 4 その他社会的企業の支援のために必要な事項で、大統領令が定める事項
- ② 育成委員会は、委員長1名を含む15名以内の委員で構成し、委員長には労働部次官を、委員には大統領令が定める関係中央行政機関の公務員及び社会的企業に対して学識と経験の豊かな者のうち労働部長官が委嘱する者を充てる。
- ③ 育成委員会の運営に関して必要な細部事項

は、労働部令で定める。

第5条（社会的企業育成基本計画の策定）

- ① 労働部長官は、社会的企業を育成し、組織的に支援するために、育成委員会の審議を経て、5年毎に社会的企業育成基本計画（以下「基本計画」という。）を策定しなければならない。
- ② 基本計画には、次の各号の事項が含まなければならない。
 - 1 社会的企業に対する支援の推進方向
 - 2 社会的企業の活性化のための環境整備に関する事項
 - 3 社会的企業の運営支援に関する事項
 - 4 その他社会的企業の育成及び支援のために大統領令が定める事項
- ③ 労働部長官は、基本計画に基づく年度別施行計画を毎年策定し、施行しなければならない。
- ④ 基本計画及び年度別施行計画の策定及び施行に関して必要な事項は、大統領令で定める。

第6条（実態調査）

労働部長官は、社会的企業の活動に関する実態調査を5年毎に実施し、その結果を育成委員会に報告しなければならない。

第7条（社会的企業の認証）

- ① 社会的企業を運営しようとする者は、第8条の認証要件を満たして労働部長官の認証を受けなければならない。
- ② 労働部長官は、第1項の規定に基づき認証しようとする場合は、育成委員会の審議を経なければならない。

第8条（社会的企業の認証要件及び認証手続き）

- ① 社会的企業として認証を受けようとする者は、次の各号の要件を全て満たさなければな

らない。

- 1 「民法」上の法人若しくは組合、「商法」上の会社又は非営利民間団体等、大統領令で定める組織形態を有すること。
 - 2 有給労働者を雇用し、財貨及びサービスの生産又は販売等の営業活動を遂行すること。
 - 3 当該組織の主たる目的が、脆弱階層に雇用又は社会サービスを提供し、地域住民の生活の質を高める等の社会的目的を実現することにあること。この場合、その具体的な判断基準は、大統領令で定める。^(注3)
 - 4 サービスの受患者及び労働者等の利害関係者が参加する意思決定構造を備えていること。
 - 5 営業活動を通じて得る収益が、大統領令で定める基準以上であること。^(注4)
 - 6 第9条の規定による定款又は規約等を備えていること。
 - 7 会計年度別に配分可能な利潤が発生した場合は、利潤の3分の2以上を社会的目的のために使用すること（「商法」上の会社の場合に限る。）。
 - 8 その他運営基準に関して大統領令で定める事項を備えること。
- ② 労働部長官は、社会的企業を認証した場合は、官報に掲載しなければならない。
 - ③ 社会的企業の認証方法及び認証手続きに関して必要な事項は、労働部令で定める。

第9条（定款等）

- ① 社会的企業として認証を受けようとする者は、次の各号の事項を記載した定款又は規約等（以下「定款等」という。）を備えなければならない。
 - 1 目的
 - 2 事業内容
 - 3 名称

- 4 主たる事務所の所在地
 - 5 機関、支配構造の形態及び運営方式並びに重要事項の意思決定方式
 - 6 収益配分及び再投資に関する事項
 - 7 出資及び融資に関する事項
 - 8 従事者の構成及び任免に関する事項
 - 9 解散及び清算に関する事項（「商法」上の会社の場合は、配分可能な残余財産があるとき、残余財産の3分の2以上を他の社会的企業又は公益基金等に寄付する内容が含まれなければならない。）
 - 10 その他大統領令で定める事項
- ② 第1項の規定による定款等の変更がある場合は、変更日から14日以内に労働部長官に報告しなければならない。

第10条（経営支援等）

- ① 労働部長官は、社会的企業の運営に必要な経営、技術、税務、労務及び会計等の分野に対する専門的な諮問及び情報提供等の各種の支援を行うことができる。
- ② 労働部長官は、大統領令で定める政府出捐機関又は民間団体に第1項の支援業務を委託することができる。

第11条（施設費等の支援）

国及び地方自治体は、社会的企業の設立又は運営に必要な敷地購入費、施設費等を支援し若しくは融資し、又は国公有地を賃貸することができる。

第12条（公共機関の優先購買）

- ① 「中小企業振興及び製品購買促進に関する法律」第2条第8号の規定による公共機関の長（以下「公共機関の長」という。）は、社会的企業が生産する財貨又はサービスを優先して購入するよう促進しなければならない。
- ② 公共機関の長は、「中小企業振興及び製品

購買促進に関する法律」第12条第1項の規定に基づき購買計画を作成する場合は、社会的企業が生産する財貨及びサービスの購買計画を区分して含めなければならない。（改正2007.4.11）

第13条（租税減免及び社会保険料の援助）

- ① 国及び地方自治体は、「法人税法」「租税特例制限法」及び「地方税法」が定めるところにより、社会的企業に対し国税及び地方税を減免することができる。
- ② 国は、社会的企業に対して「雇用保険及び産業災害補償保険の保険料徴収等に関する法律」による雇用保険料及び産業災害補償保険料、「国民健康保険法」による保険料及び「国民年金法」による年金保険料の一部を援助することができる。

第14条（社会サービスを提供する社会的企業に対する財政支援）

- ① 労働部長官は、社会サービスを提供する社会的企業に対して、予算の範囲内で、かつ公開募集及び審査を通じて、社会的企業の運営に必要な人件費、運営経費又は諮問費用等の財政的支援を行うことができる。
- ② 労働部長官は、企業又は地方自治体と連携している社会的企業に対して第1項の支援を行う場合は、連携する企業又は地方自治体の財政支援状況を考慮し、事業費を追加で支援することができる。
- ③ 財政支援対象の選定要件及び審査手続き等に関して必要な事項は、労働部令で定める。

第15条（連携企業の責任限界）

連携企業は、社会的企業の労働者に対して、雇用上の責任を負わない。

第16条（連携企業に対する租税の減免）

国及び地方自治体は、「法人税法」、「租税特例制限法」及び「地方税法」が定めるところにより、連携企業に対して国税及び地方税を減免することができる。

第17条（報告等）

- ① 社会的企業は、事業実績及び利害関係者の意思決定への参加内容等、労働部令が定める事項を記載した事業報告書を作成し、毎会計年度2月末までに労働部長官に提出しなければならない。
- ② 労働部長官は、社会的企業を指導し監督し、必要と認める場合は、社会的企業及びその構成員に対して、業務に必要な報告又は関係書類の提出を命じることができる。
- ③ 労働部長官は、第1項及び第2項の規定による報告事項の検討並びに指導及び監督の結果、必要な場合は、是正を命じることができる。

第18条（認証の取消）

- ① 労働部長官は、社会的企業が次の各号の一に該当するときは、認証を取消することができる。
 - 1 虚偽その他の不正な方法により認証を受けたとき。
 - 2 第8条の認証要件を満たすことができなくなったとき。
- ② 労働部長官は、第1項の規定によって認証を取消そうとするときは、聴聞を実施しなければならない。
- ③ 認証取消しの具体的基準及び詳細な手続きは、労働部令で定める。

第19条（類似名称の使用禁止）

社会的企業ではない者は、社会的企業又はこれに類似する名称を使用してはならない。

第20条（権限の委任）

この法律による労働部長官の権限は、大統領令が定めるところにより、その一部を地方自治体の長又は職業安定機関の長に委任することができる。

第21条（過料）

- ① 次の各号の一に該当する者は、1千万ウォン以下の過料に処する。
 - 1 第17条第3項の規定による是正命令を履行しない者
 - 2 第19条の規定に違反して社会的企業又はこれに類似する名称を使用した者
- ② 次の各号の一に該当する者は、500万ウォン以下の過料に処する。
 - 1 第9条第2項の規定による定款等の変更についての報告義務を履行しない者
 - 2 第17条第1項の規定による事業報告書の作成及び提出の義務を懈怠し、又は虚偽その他の不正な方法で作成した者
 - 3 第17条第2項の規定による報告又は書類提出の命令に応じず、又は偽った者
- ③ 第1項及び第2項の規定による過料は、大統領令が定めるところにより労働部長官が賦課し、徴収する。
- ④ 第3項の規定による過料処分に不服がある者は、その処分を告知された日から30日以内に、労働部長官に異議を申し立てることができる。
- ⑤ 第3項の規定による過料処分を受けた者が、第4項の規定により異議を申し立てた場合、労働部長官は管轄法院に遅滞なくその事実を通知しなければならない。その通知を受けた管轄法院は、「非訟事件手続法」による過料裁判を行う。
- ⑥ 第4項の規定による期間以内に異議を申し立てず、かつ過料を支払わないときは、国税滞納処分の例に従い徴収する。

附則〈第8217号、2007.1.3〉

この法律は、2007年7月1日から施行する。

附則（中小企業振興及び製品購買促進に関する法律）〈第8361号、2007.4.11〉

（略）

注

- (1) 施行令第2条（脆弱階層の具体的基準）において、以下の通り規定されている。
- 1 世帯の月平均所得が、全国の世帯の一月の平均所得の100分の60以下である者
 - 2 「高齢者雇用促進法」第2条第1号による高齢者
 - 3 「障害者雇用促進及び職業リハビリテーション法」による障害者
 - 4 「性売買防止及び被害者保護等に関する法律」による性売買被害者
 - 5 その他、長期失業者等の労働部長官が就業状況等を考慮して脆弱階層として認めた者
- (2) 施行令第3条（社会サービスの種類）において、以下の通り規定されている。
- 1 保育サービス
 - 2 芸術、観光及び運動サービス
 - 3 山林保全及び管理サービス
 - 4 看病及び家事支援サービス
 - 5 その他に労働部長官が法第4条による社会的企業育成委員会の審議を経て認定したサービス

(3) 具体的な判断基準については、施行令第9条（社会的目的の実現についての具体的判断基準）において以下の通り定めている。

- 1 組織の主たる目的が脆弱階層に雇用を提供することである場合には、全労働者のうち脆弱階層の雇用比率が100分の50以上であること。
- 2 組織の主たる目的が脆弱階層に法第2条第3項による社会サービス（以下「社会サービス」という。）を提供することである場合には、全サービス受患者のうち社会サービスを提供される脆弱階層の比率が100分の50以上であること。
- 3 組織の主たる目的が脆弱階層に雇用及び社会サービスを提供することである場合には、全労働者のうち脆弱階層の雇用比率と、全てのサービス受患者のうち社会サービスを提供される脆弱階層の比率が各々100分の30以上であること。

また、第2項において、社会的目的の実現可否を第1項各号の条件によって判断するのが難しい場合には、育成委員会の審議を経て労働部長官が社会的目的の実現可否を判断すると規定している。

(4) 施行令第10条（営業活動を通じた収益の基準）において、「法第8条第3項により社会的企業の認証を申請した日が属する月の直前6か月間に該当組織の営業活動を通じた総収入が同期間にその組織において支出した総労務費（サービスや生産に投入される労働力に対する費用をいう）の100分の30以上に該当する場合をいう」と規定している。

（しらい きょう・海外立法情報課）